



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社トーメンデバイス  
代表者名 代表取締役社長 妻木 一郎  
(コード番号 2737 東証第一部)  
問合せ先 広報・IR 室長 山口 孝  
電話番号 03-3536-9150 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

改正会社法施行により、業務執行取締役等でない取締役及び全ての監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役について、その役割を十分に発揮できるようにするため。

#### 2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1～25 条 (記載省略) (取締役の責任免除) 第 26 条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第 1～25 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 26 条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 26～34 条 (記載省略) (監査役の責任免除) 第 35 条 (条文省略) <u>(新設)</u>	第 26～34 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 35 条 (現行どおり) <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第 36～40 条 (記載省略)	第 36～40 条 (現行どおり)

#### 3. 定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日)

以 上